

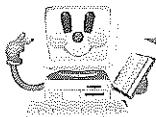
「初秋の納沙布岬」

# ぎょうせいしょほつかいどう

行政書士 北海道

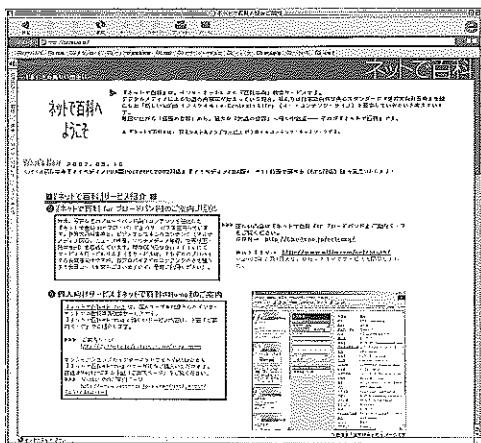
2002年9月

No.252

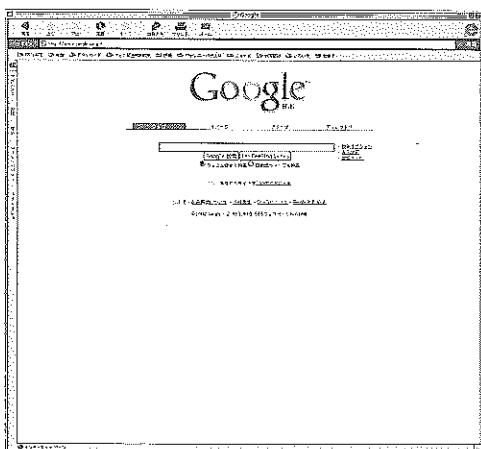


## 电脑行政書士通信

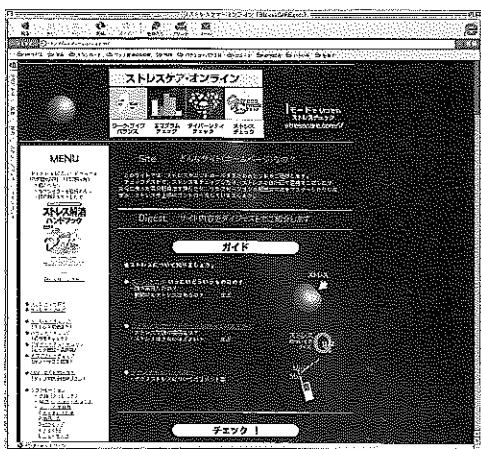
### ■ネットde百科@HOME 百科事典のように便利 <http://ds.hbi.ne.jp>



### ■Google サーチエンジンで、検索結果の人気の高いページから上位に瀕出するので便利 <http://www.google.com/>



### ■ストレスケア・オンライン 日頃のストレスをチェックして、元気に過ごそう！ <http://www.stresscare.com>



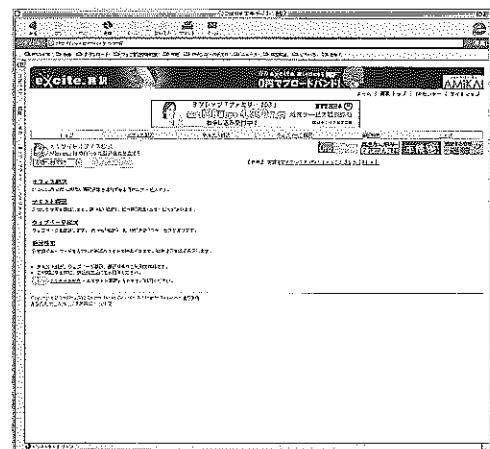
### ■まちgoo

グルメ、ショッピング、病院などちょっとした検索に便利  
<http://machi.goo.ne.jp>



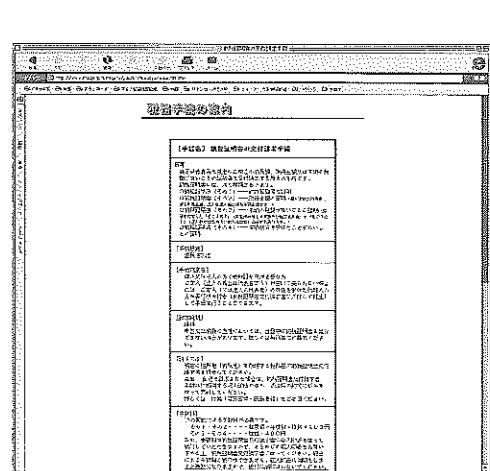
### ■Excite エキサイト：翻訳

とても便利な翻訳サイト  
<http://www.excite.co.jp/world/>



### ■納税証明書の交付請求手続

<http://www.nta.go.jp/category/yousiki/tyousyu/annai/01.htm>



特集根室

根室支部におじゃました。

北海道の最東端にある根室支部ですが、実は知床より下の部分全てが根室支部ということですから非常に広範囲に渡る中で活動を展開されている皆さんです。

アットホームな雰囲気の中にも少数精鋭でご活躍をされており、月末のお忙しい中にもかかわらず、お集まりいただき取材をさせて頂きました。

根室市より帰る途中は夕日がとてもきれいででした。

根室は朝日、夕日そして満月ともにすべてが大きく見えます。

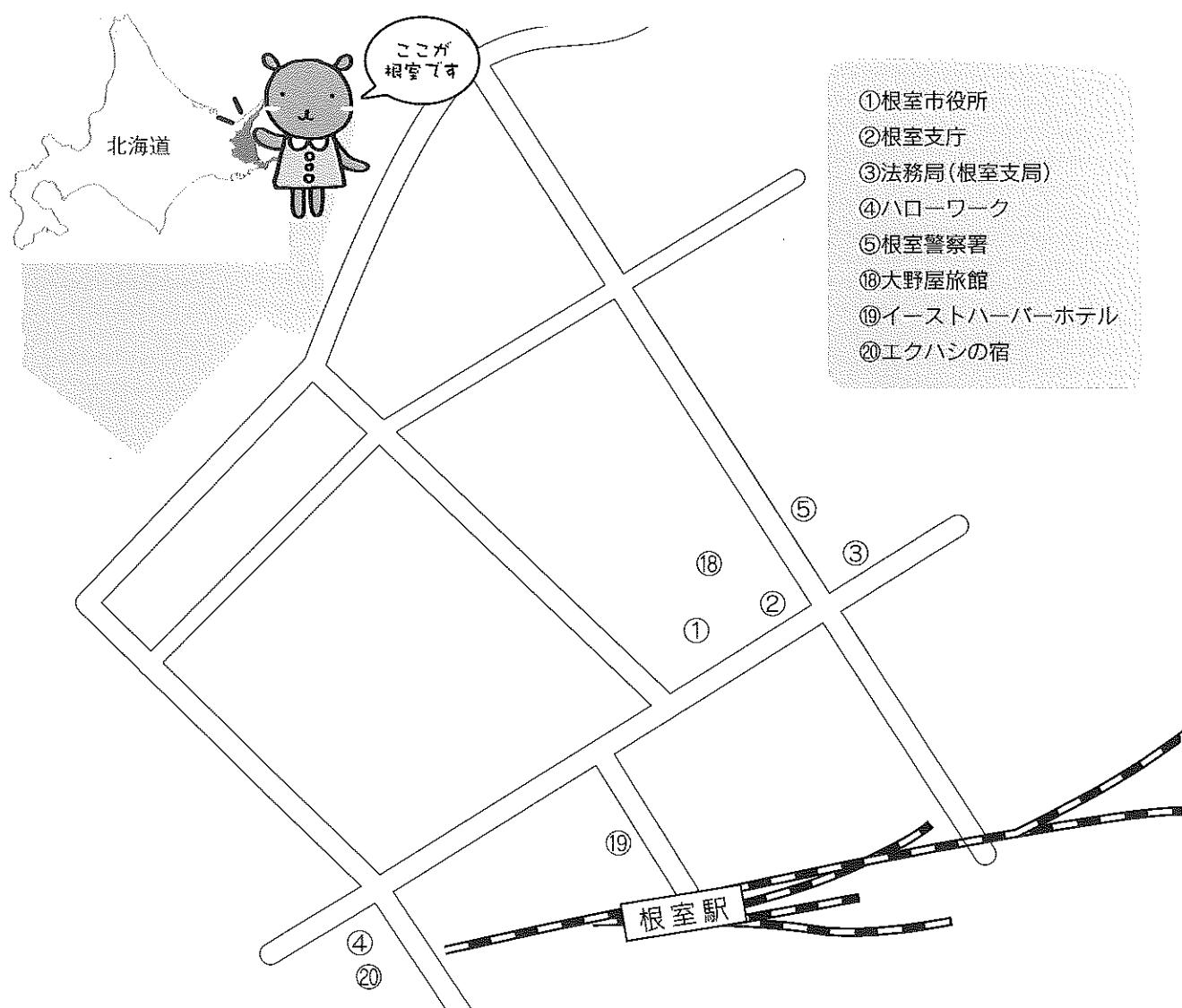
機会がありましたらぜひ一度は尋ねてみてください。

それでもやっぱり北海道は広い！

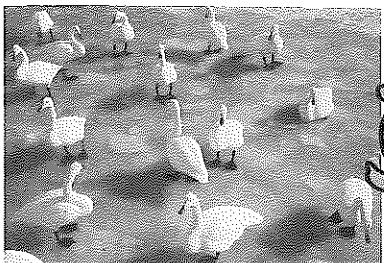
久しぶりに根室を運転して「北海道でっかいど～！」と



map



10月上旬から  
そして春に、  
奥尻湖や温根沼に  
約1万羽が飛来します。

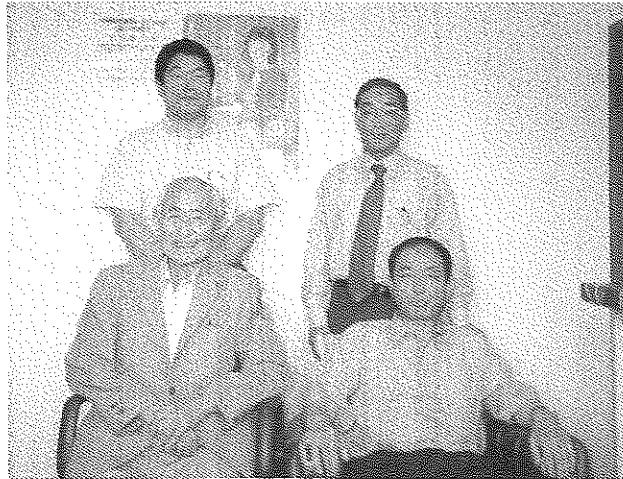


いう昔流行った言葉を思い出しました。

そして、根室支部の皆さん的心もまた「でっかいど～」で、ほんのひと時の取材でしたがもっとゆっくり泊まって話を聞きたいなど後悔するほどまたしてもいい出会いがありました。

## 船屋先生の事務所にお邪魔しました

○ みなさま、今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。船屋支部長とは広報部で何度かお顔を拝見させて頂いておりますがみなさまとは初めてですのでまずはご紹介のほうからお願ひいたします。



後列左から、平賀先生、富樫先生  
前列左から、田中先生、船屋先生

富樫：はじめまして。根室市で開業しております。富樫です。昭和44年からの開業です。司法書士と兼業をしております。

平賀：はじめまして。同じく根室で開業しております。根室支部の事務局も担当しております。

○ 先生は海事代理士も兼業なさっていらっしゃいますね。平成の開業とお聞きしましたが。

平賀：はいそうです。平成9年の開業で現在の仕事の大半が海事代理士の仕事ですね。

田中：はじめまして。同じく根室での開業で社会保険労務士との兼業で仕事をしております。

○ 根室支部はどのような市町村で構成されておりますか？

船屋：1市4町で構成されています。根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町です。

現在の根室支部は総勢12名。根室市に4名。別海町に1名。中標津町に5名。標津町に1名。羅臼町に1名です。

とてもみんな仲良くアットホームな雰囲気の中によく集まっているんですよ。以前は家族ぐるみでよく集まっ

ていました。最近は子供たちも大きくなつたのでなかなかそういう機会もないんだけどね。

私たちは研修会でよっしう会っているのでいいのだけれどもね。根室支部はとても広いのですが、ます頻繁に集まりをします。

○ 根室支部と釧路支部と網走支部と十勝支部で四支部合同研修会もなさっていますよね。

平賀：今年もありますよ。

富樫：今年は網走でやるはずですからぜひ取材にいらしてください。標津町にいらっしゃる川畑先生は「ホテル川畑」もやっていらっしゃるので私たちはよくそこで研修をします。いいところですよ。

○ ありがとうございます。ぜひ次回は伺いたいと思います。研修会はどのようなものを主にされていますか？

船屋：いろいろとやっていますよ。最近だと契約について、会社設立、戸籍についても勉強したね。今度の研修会は「代理権」。先日の業務部主催の全道研修会に川畑先生が行ってくださってその報告を兼ねて勉強会をしようと思っています。

○ 代理権については会報でもここ1年間特集を組んで記事を載せてまいりましたが、根室支部のみなさんはどうお考えですか？

平賀：代理権についての見解が出ないまでの手探りのスタートなのでまずは何ができるのかを勉強していきたいと考えていますが、まず委任状をきちんともらうことが基本なんですね。海事代理士の場合、「何々法第〇条に基づく一切の権限」という委任の仕方をします。最初にお客様の意向をきちんと聞いた上で、確認したあとにこのような委任状をもらい後は海事代理士が役所と直接交渉していきます。こういう観点からみると行政書士の委任状は少し細かく限定しすぎるのではないかなどと思うのですが。私の希望としては目的に対する代理と考える委任状の形態が望ましいと思うのです。

富樫：結局仕事をする上で、委任状上定められた権限しかないとなるとそこから外れたものが手続き上発生した場合にまた委任状をもらいなおすという作業が発生しますね。では、考えられるもの全ての案件を委任状に載せるのかというとそれも一回一回委任状に記載する煩雑さを考えると難しいと思いますね。

船屋：やりやすいものにしておかないといけないかもしれませんね。委任される側は大きくくりの方がいいんでしょうし、お客さんにしてみれば任せの権限は細かくしておいた方がいいのだろうし、難しい問題ですよね。根室支部でも研修をしていって実績を積んで様々な事例を報告しあいたいと思っています。また、他の支部でもどのような問題が出てくるのか追跡調査をして欲しいと思います。

田中：委任状でなんでもやれるというのは実は危険なことかもしれないですね。

船屋：建設業などの申請は、やはりやりやすくなると思いますけどね。今までならその都度、会社に意思を確認して訂正等していましたけどこれからはある程度意思疎通ができるいるところの裁量で訂正できるし役所も私たちが行っても受け入れてくれやすくなりますからね。

平賀先生やもう一人中標津町の秋山先生と岩田先生は平成の開業ですよね。また、根室支部では40代・50代の方々が以前からずいぶんと活躍していらっしゃるんですね。

田中：なかなかこういう地域では若い人が育ちません。みんな顔見知りだしお客が固定されているから大変ですよ。でも、みんなずいぶん頑張っています。

平賀：仕事をする以上はお金を頂かないといけませんが、こここの地域では相談だけでは料金はなかなかもらえません。相談はタダと思っている人が多いのです。

船屋：相続の話などになると本当に話を十分に聞かないといけないので大変です。最近はお客さんとの接する時間というものをよく考えますね。

田中：相談料を取られると思っている人はいませんね。

船屋：時間をコストにすると大変なものですね。

（）無料相談会など根室支部で行政書士活動を啓蒙していることはありますか？

平賀：昨年一度、無料相談会をしました。宣伝もしたのですが、でもあまり人は集まらなかった。（笑）

しかし、今年もやる予定です。

船屋：行政書士の無料相談会と言っても具体的にどんな相談をしたらいいのか分かっていない人が多いと思

います。ですから、今年は具体的に相談にのれるような体制作りをしていこうと思っています。例えば、相続、契約…など項目別にやっていこうかなと。

資格者が少ない地域では、どんな問題でも相談にのれなければならないんです。その後必要とあらば税理士、司法書士などと連携してということになります。

平賀：でもね、365日無料相談会みたいなもんですよ。絶えず行政書士の立場をアピールすることが大事なんです。最近では行政書士はこんなことをしていますというチラシや根室新聞に広告などを出しています。

田中：根室支部では看板も作りました。各市町の入り口のところに行政書士を宣伝する黄色い看板を出しています。帰りに見ていてください。（写真参照）



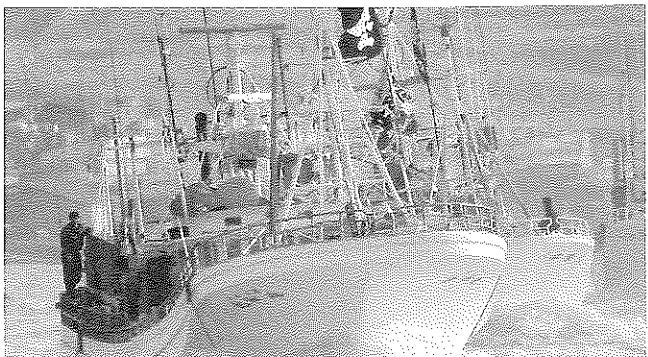
（）では、根室市についてお伺いしたいのですが。

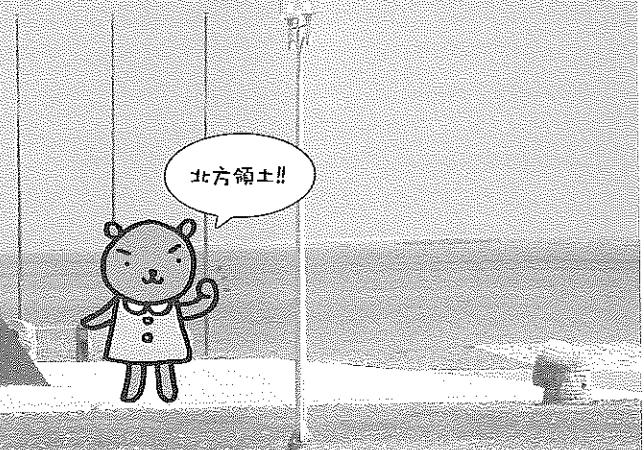
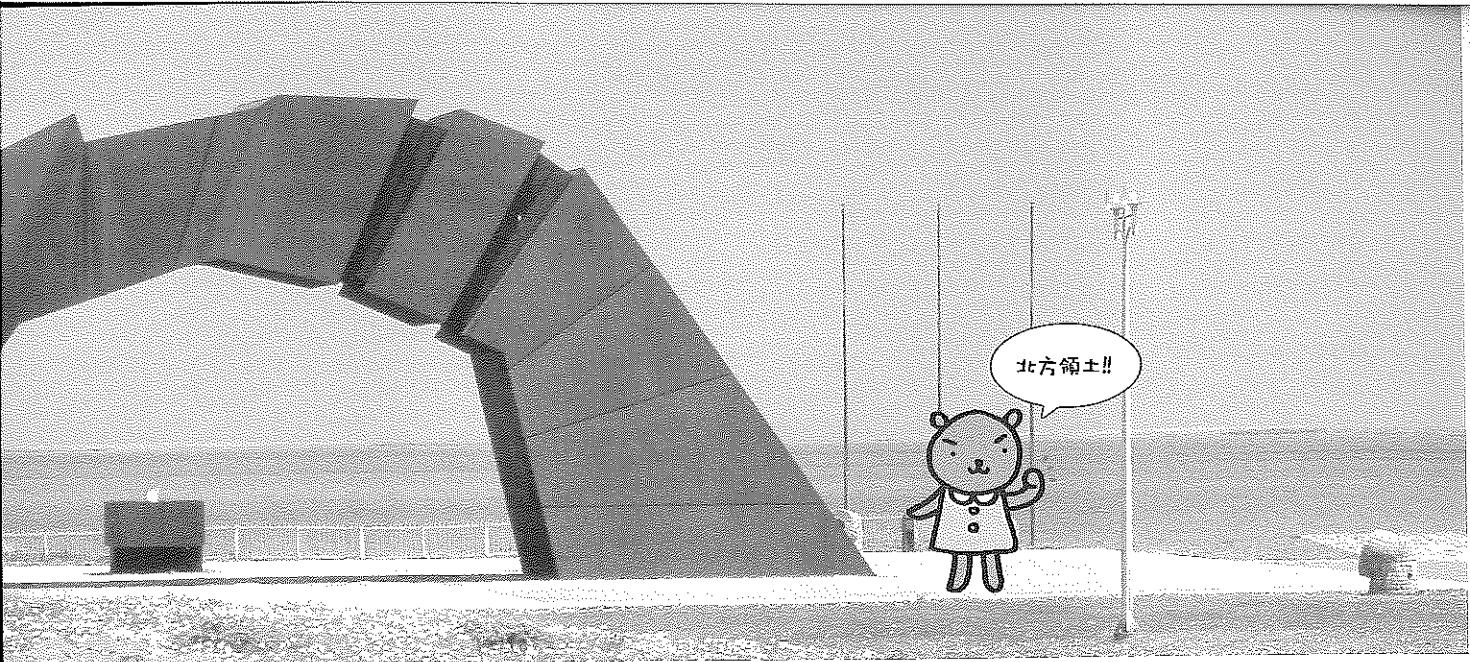
田中：根室市の歴史はとても古いで。寛政11年に高田屋嘉兵衛が押提を開拓し、明治初期には黒田清隆開拓使長官が居ました。北海道は函館県、札幌県、根室県と3県制だったのです。当時の根室といえば釧路にもなかったような料亭、遊郭が多く昭和の初期には大きなカフェが何件もあり毎晩賑わっていたそうです。

昔は北洋漁業の基地として鮭、鰯、タラバ蟹が豊漁でタラバ蟹の缶詰工場は国後、押提に多く在り、諸外国にどんどん輸出されていました。昆布なども当時の支那の揚子江を経て輸出されていました。

根室市は古くからの街ですから由来のある珍しい名前の町があるんですよ。例えば、黒田清隆の清隆町、定基の定基町、平賀平内の平内町など。また大正町、明治町、昭和町など、まだまだあります。

平賀：そのうち平成町もできるかもしれませんね。（笑）





（） 今日は宿泊したところにも外国人の方が大勢いらっしゃいましたが、今ビザなし交流の時期ですか？

船屋：ああ、そうかもしれないですね。年に20回あります。私も3回程行ったことがありますよ。個人的にはずいぶんと交流ができましたね。

（） 鈴木宗男さんの一件ですいぶんとまた北方領土の話が再燃されたかのようを感じます。今日、午前中に北海道北方四島交流センター「二・ホ・ロ」に行ってきました。改めて北方領土返還について考えさせられましたが、皆さんはどうお考えですか？

田中：難しい問題だね。北方領土が返還されても島民がまたすぐに戻るかという問題よりもまずは島を取り巻く200カイリの問題を解決すべきだと思います。なぜなら根室市はやはり漁業抜きでは語れないのです。漁業の発展と根室市の発展は切っても切れない問題だからです。当時、5万5千人くらいいた人口は今では3万3千人くらいに減っています。

船屋：私は6歳くらいまで島に住んでいました。砲火を逃れて根室にたどり着いた記憶があります。戻りたいかと言っても島の文化を考えると複雑なものがあるのですね。

富樫：相続の問題でさかのぼって戸籍を調べてみると当時島民だった方々の中で子供だったろう人たちの半分以上は子供のうちに死んでいるんです。というのは、まったく医療機関がなかったんですね。町の中心にひとつだけあったのですが、そこに行くまでの間に何人の子供が死んでいる。そのときの母親の気持ちを考えると胸が詰まる思いをするときがあります。また今の島の状況は生活面でも環境面でも決していいもので

はない。戻ってくるのであればまず生活環境を整えなければならないでしょうね。ただ、ビジネスとして考えるのであれば戻ってきてくれることによりまた根室が繁栄することを大変期待していますね。

平賀：戻ってくるとしたらきっと観光で荒らされるだろうしね。そのままにしておきたいという希望はありますけどね。

（） 稚内の取材に行ったときも、小樽にしばしば仕事で行くときも各地に非常にロシア人が多いと聞きますが、ロシア人との共存共栄というのをお考えですか？

船屋：やはり今後は交流というものを考えるとどうしてもビジネスはでてくるでしょうね。私たちの仕事でも入管という仕事が出てくるでしょう。私も大阪に研修に行きましたが、ロシア語を覚えるとなると非常に大変です。そのへんの障害をどうしたらいいのか考えていますが。ただ、島に住んでいるロシア人の人々も千差万別でやはり仕事をしないと生活できない方は知恵を絞って日本語の通訳などをしてくれます。これがへたに日本人がロシア語を習うよりも非常に優秀な方が多い。こういう方々を媒介としてさまざまな仕事や入管の際に貢献してもらっています。今後はこういう仕事も増えてくるのでしょうか。

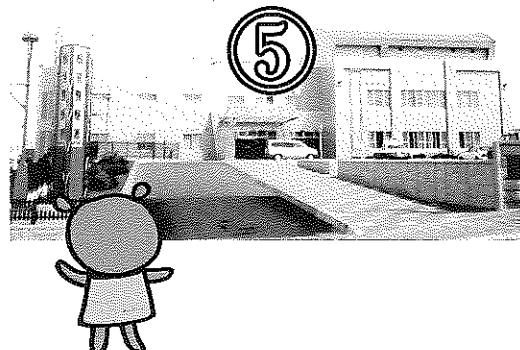
（） 今日はお忙しい中お集まり頂き、ありがとうございました。また貴重なお話をたくさん頂き、本当に感謝いたしております。

船屋：今度はゆっくり泊まっていろんなことを語りましょう。私が島に住んでいたときの話などもたっぷりお聞かせいたしますよ。（笑）田中先生は根室の歴史だね。ぜひ、研修なども取材に来てください。

# 2

## 根室のお役所

- ①根室市役所 常盤町1丁目27番地 TEL(044) 3-6111  
 ②根室支庁 常盤町3丁目28番地 TEL(044) 3-6131  
 ③法務局(根室支局) 弥栄町1丁目18番地 TEL(044) 3-4874  
 ④ハローワーク 幸町1丁目8番地 TEL(044) 3-2161  
 ⑤根室警察署 弥栄町1丁目17番地 TEL(044) 4-1110



# 3

## 名物(食べ物編)

【根室市】

⑥花咲カニ 本当はカニではなくザリガニの変種。脱皮直後のカニは殻ごと食べられるという。全体的に肉厚で揚げたてをゆでると絶品である。とくにハサミの部分などは食べ応えがある。小さいものはてっぽう汁にして食べると非常にだしが出ておいしい。

⑦サンマ 秋の根室の一押し。納沙布岬ではサンマの刺身が食べられる。今でこそ道内では珍しくないが昔からここでは食べられるので有名。

⑧オランダセンベイ 直径15cmほどのふわふわした生地に亀の甲羅のようなマンホールの蓋のようなデザインがほどこされている。簡素なビニール袋に包装されおり小麦粉と砂糖だけでできているシンプルなお菓子だがおいしい。

(お土産に頂いて食べてみました。昔懐かしい味で飽きがこない不思議な食べ物。)



⑨昆布 あまりにも有名。お土産にぜひどうぞ。

⑩エスカロップ この地域の人しか知らない食べ物。タケノコのみじん切り入りのバーライスに薄切りカツをのせデミグラスソースがかかっている。根室市内の喫茶店であれば大抵ある。話のネタに一度は試食を。

### 【別海町】

⑪べっかいのぎゅうにゅうやさん 別海町産の牛乳で作られた牛乳とアイスクリーム、ヨーグルト。あっさりしているのにこくがあっておいしい。

⑫北海シマエビ 野付（のつけ）半島で取れる。えびまつりは6月末の土日。ゆでたてのものは口の中でとける。一度食べたらやみつきになる。

⑬アキアジ 西別川で捕れる鮭。他の鮭と違い、身が細かく一味ちがう。チャンチャン焼きにすると絶品。

### 【標津町】

⑭アキアジ 標津にはサーモン科学館があり、サケの遡上が見られるほど時期には豊漁。サケ、イクラを堪能するなら標津町に一度は一回行ってみたい。

9月末にはあきあじまつりがある。

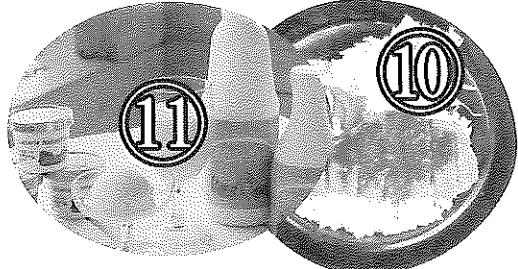
### 【中標津町】

⑮ソフトクリーム・飲むヨーグルト・チーズ 中標津産の新鮮な牛乳で作ったとてもおいしい乳製品。空港前ヨーグルト通りの「ラ・レトリ」は有名。また、牛乳でつくった焼酎もある。

### 【羅臼町】

⑯羅臼昆布 この名は全国的に有名。昆布茶も出ているのでお土産にどうぞ。

⑰ほっけ 一般家庭にはほとんどこのラウスホッケが食卓にのぼるはず。捕れたてを羅臼のお店で食べてみたい。



# 4

## 泊まるなら

根室市 ⑯大野屋旅館 常磐町

大浴場有。創業50年の老舗。自慢の品はなんと「肉じゃが」。一泊12,000円～

⑰イーストハーバーホテル 光和町

シティホテルを希望する方はここがオススメ。一泊7,000円～

⑯エクハシの宿 敷島町

手作りアイスクリームとロシア料理のボルシチが自慢。漢方薬湯と牛乳風呂有。アットホームな雰囲気。一泊6,800円～

別海町 ⑯尾岱沼温泉戸田旅館

「北の食材こだわりの宿」に登録。

・別海町交流センター「郊楽苑」

大浴場、ジェットバス、露天風呂完備。日帰り入浴も有。

標津町 ⑯標津川温泉ホテル川畑

何はなくともわが業界の川畑先生がやっていらっしゃいます！ぜひ一度は足を運んでみたい。

羅臼町 ⑯嶺の湯

新しい温泉ホテル。料理もオススメ。（魚介類は羅臼特産のほっけ、きんき（別料金）タラバ蟹、花咲蟹など）

・旅館きくや

海沿いにあり国後島が見える。温泉旅館。

中標津町 ⑯トヨーグランドホテル

シティホテルの様相だが非常に温泉は充実。

・中標津保養所温泉旅館

中標津市街地温泉の老舗である。

・ホテル大一

知る人ぞ知る養老牛温泉の名所。川魚の料理が有名。静かな森の中に他にも三件の旅館がある。個室にも露天風呂があるらしい。



カニを買うなら駅を背にして右手にカニの販売店がある。表通りにも荷店があるがわき道を入っていくとまだたくさんあるのであせらず買わないほうがいい。R44沿いの根室市入り口の辺りの三店舗はぜひ元気でお勧め。

\* \* \*

### ＜最後に＞

前日、別海町の木嶋先生の事務所も訪問しました。これから北海道会の広報部の理事としてご協力願うこととなります。別海町の特徴や近辺の情報を教えて頂きとても勉強になりました。短い時間でしたがたいへん楽しいひとときでした。ありがとうございました。

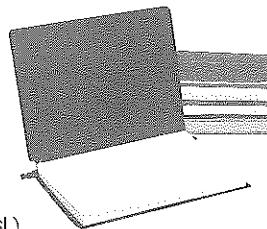
次回は釧路支部に鹿野ひとみ編集委員長がお邪魔します。

(取材・文責 鹿野 ひとみ)

## 2003年版 行政書士手帳の受注について

### 1. 手帳の仕様

- 表 紙／ビニールシート：黒
- サイズ／169×83mm
- 内 容／（分冊方式・差込式）
  - ・ダイアリー編（月間計画表・日記・各種資料）
  - ・法規編（行政書士法、その他関係法令等）
  - ・アドレス編



2. 価格…………750円

3. 送料…………実費

4. 注文の方法……FAXまたはハガキにて、北海道行政書士会事務局まで  
お申し込み下さい。

5. 締切日…………平成14年10月10日(木)

## 在留手続研修会のお知らせ

行政書士北海道在留手続協議会では、法務省札幌入国管理局の職員をお招きして在留手続の研修会を開催致します。  
国際化に伴う人的交流を担う行政書士の新しい分野の研修会です。  
会員のみなさんの参加をお待ちしております。

**日 時** 11月20日(水) 午後1時受付  
午後1時30分～午後4時

**会 場** 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル2階  
北海道中小企業会館 A会議室

**会 費** 1,000円

会場の都合にて先着40名の定員となりますので、当協議会の事務局宛に必ず住所、氏名、会員番号、電話番号を記載の上、お早めにFAXにてお申し込み下さい。

尚、前もって日頃の実務に於いて不明な点を入国管理局に提出致しますから、質問事項も記載願います。

**FAX送信先** 011-753-8224

行政書士 田中ひろき事務所宛



# 新入会員研修会 無事、終了

平成14年8月22～24日の3日間、札幌市駅前にあるきょうさいサロン8Fにて新入会員研修会が行われました。毎年この時期に行われる新入会員研修会ですが、今年はまた新たな形式でリニューアルされ、非常に会員にとって有意義な研修ではなかつたかと思います。

以下、3日間にわたる研修の報告です。参加者のみなさま本当にありがとうございました。

## 第1日目 (22日)

### 第一講 「今、行政書士に求められていること」

(講師 深貝 亨 副会長)

行政書士会を取り巻く現状を丁寧に解説。これからの行政書士は何を求めるかを多方面より問い合わせる。

### 第二講 「新人行政書士に必要な基本事項」

(講師 葛西 彰 理事)

行政書士として開業するにあたりしてはならないルール等を行政書士法、北海道行政書士会会則に基づき事例を交えながら説明。



会場の様子

### 第三講 「行政手続法と行政書士」

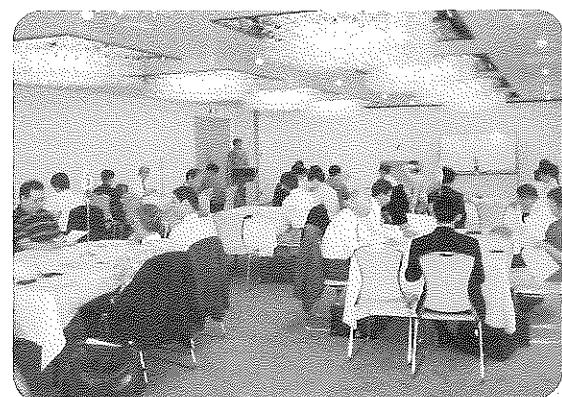
(講師 米倉 博 十勝支部会員)

行政手続法がどのように我々の業務に関わってくるのかを具体例を交えながら説明。

### 第四講 「行政書士の会計知識」

(講師 望月 恵美子 札幌支部会員)

行政書士が出来る会計関係の業務と最低限知っておかなければならぬ会計知識の説明。



### 第五講 「契約書の作成」

(講師 篠原 賢吾 総務部長)

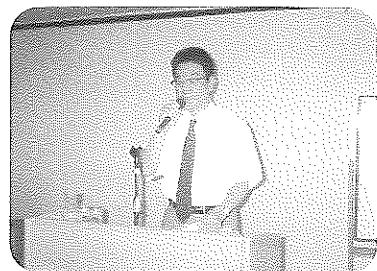
土地賃貸借契約書の事例を基本に契約書を作成するまでの注意を交えて契約に関する法の解釈を説明。



## 第2日目 (23日)

講 話 (講師 佐藤 隆一 会長)

行政書士の置かれている立場が極めて重要であること、またこれから求められることについて講演。



福地 隆祐 業務部次長

### 第六講 「建設業許可申請」

(講師 福地 隆祐 業務部次長)

行政書士の主要業務のひとつである建設業許可について実際の申請の例を用いて説明。



菊地 利夫 札幌支部会員

### 第七講 「産業廃棄物収集運搬許可」

(講師 菊地 利夫 札幌支部会員)

実際の申請例と資料をもとに熱のこもった説明を展開。



酒井 正 副会長

### 第八講 「会社設立」

(講師 酒井 正 副会長)

会社設立で注意しなければならないポイントを踏まえながらその手順と流れについて説明。



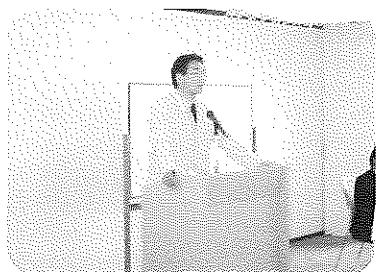
成田 真利子 広報部次長

## 第3日目 (24日)

### 第九講 「私の新人時代と新入会員の時になすべきこと」

(講師 成田 真利子 広報部次長)

開業時の四方山話と書籍の購入について、そして勉強会などに積極的に参加するなど。名刺交換マナー実演。



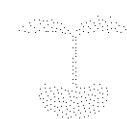
佐藤 聰 副会長

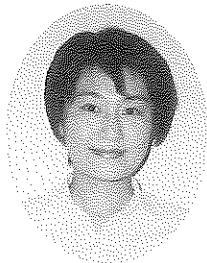
### 第十講 「遺言と成年後見」

(講師 佐藤 聰 副会長)

遺言書作成の具体的な手順などを、わかりやすく説明。

この分野は、高齢化に向かう社会のなかで、注目されるところでもあり、新入会員も真剣に聞き入っていました。





## 北海道行政書士会新入会員研修会に参加して

十勝支部 西村 舞由子

7月に登録が完了したものの、行政書士としての業務が何一つできるわけではなく、何をどう活動してゆけばよいのかもわからず、ただあてもなくふらふらと関係しそうな分野を勉強しているくらいしかありません。不安と、孤独でいっぱいでした。

そんな中、8月22日～24日の期間、北海道行政書士会新入会員研修会に参加してまいりました。

この度の研修会に参加して、確実に前とは変わったことがあります。

一つは業務が具体性を帯びてきたことです。

今回のカリキュラムは、広範な行政書士の業務内容に比すればどれもほんのさわりだったでしょう。しかし、私達新入会員にとってはそれすら未知の世界です。その導入部を「明日からこの業務ができるようにしてあげたい」との意気込みで詳細に講義いただきました。時間の制限はあります。当然、全てを説明することことはできなかつたと思います。しかし、その時間内で最大限の内容を講義していただいたと感じています。

その後、事務所に戻り、資料と共に説明いただいたことを復習しています。この業務依頼が来たら（もちろん内心、自信はなくとも）まがりなりにも「私はこれができます」とお客様に申し上げができる。これは大きな力です。

そして一つは活動の方向性がぼんやりと見えてきたことです。

どんな場所にどのようなことができると言えばよいのかがわかる。これは当たり前のようですが、具体的な業務が少しでも見えていなければできません。

（実際、研修を受ける前はさっぱり思いつきませんでした。）私の場合、そういうア イデアは不思議と他の方がお話ししているときに思いつきます。研修中も講義を聴きながら「〇〇会社にこんな風に声をかけてみよう」とか、「知人があの職種だった

がこのようなニーズはないだろうか」など、頭の中で話が広がって行きます。実際に自分がどうしていけばよいかが次々と浮かんでくるのです。

浮かんだことを全てやるのではなく、まずは今回教えていただいたことから自分がやるべきと思うことを選んで、ゆっくりと活動を広げて行きたいと感じています。

もう一つは「人間を大切にしなくてはならない」という気持ちがより強くなったことです。

業務受任における人間関係（お客様との信頼関係も、行政書士間の人間関係も）の大切さはもちろんいうまでもありません。それは各先輩方が講義でも何度も何度もおっしゃっていたことです。

外的な人間関係も大切ですが、それと同時にもつと内的な人間性、市民から法律を請け負うものとして、また、市民と行政をつなぐものとして、良心をもつてあたらなければならないことを感じました。業務内容が広いだけに、また市民と直近であるがゆえに、日々研鑽し謙虚な姿勢で人間性を高めていくことが大切と改めて認識しました。大変難しいことですが。

今でもやはりまだ不安はあります。しかし、あの3日間、先輩方や同期会員に色々声をかけ、またかけられて、孤独感は半減しました。実は未来から見ればこれこそ最も大きな収穫だったかもしれません。前へ進む知恵と勇気をわけていただいたのですから。この場を借りて、講演者、事務方として動いていただいた先生方、事務局の方々、共に講義を受けた同期の皆様にお礼を申し上げたく思います。

社会が複雑化するにつれて、行政書士は今後むしろ色々な可能性を秘めた職業であると新人でありながらも感じております。これからどうぞよろしくお願い申し上げます。





## 新入会員研修会を終えて

函館支部 岩崎 英人

今年の新入会員研修会は私のような実務経験の乏しい者にとって、貴重な機会であり、とても新鮮で迫力のある3日間がありました。

行政手続法の許認可にかかる審査基準の公開要求について、「この定めの実効性は行政書士のこれからの活動如何にかかっている。」との米倉先生のお話が強く印象に残っております。

望月先生の会計知識について、これは業務としてだけではなく、自身の事務所運営にも深く関わる分野でありますが、何と言っても簿記知識の必要性を痛感しました。

篠原先生の契約書の作成は、いわゆる民事法律事務の一つであり、これから行政書士にとって魅力のある業務分野であります。ただこれらの業務は関連法規の熟知もさることながら、その行政書士自身の高度な実務能力、実績が大きく問われることになるでしょう。更なる自己研鑽が必要であります。

また福地先生の建設業許可申請、菊地先生の産廃収集運搬許可申請、そして酒井先生の会社設立手続はまさに行政書士が日常携わる許認可業務の中核的存在であり、それだけに講義時間も長時間であります。配布された資料は実務直結型の詳細なものであり、自身のこれから実務をする上でのバイブルとさせて頂きたいと思います。

成田先生の新入会員の心構えについてのお話、行政書士のような自由業は、いつどこでだれがお客様になるかわからないのであり、「人との出会いを大事にする。」とのお言葉、肝に銘じておきます。

そして佐藤先生の遺言と成年後見のお話、これも前述した民事法律事務の一つであります。

はこれに相続も加えて、行政書士の民事法律事務の中核的な存在とし、「遺言と相続といえば行政書士」という概念をさらに広く一般社会に知らしめることが必要ではないかと思います。

佐藤先生は講義の冒頭、「私は自分のために講義をするのだ。皆さんに講義をするために自分もあらためて勉強をし、依つて皆さんと一緒に自身も向上を図っていくのだ。」というお話をされました。

このような先生方の存在は大変心強く、及ばずながら私も先生方と一緒に新鮮な感性と技術を業界に吹き込む努力をしたいと思います。

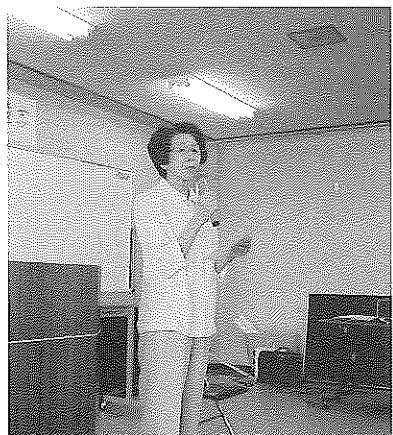
最後に、講義を担当された先生方、並びに研修会の企画、進行を担当された先生方のご尽力に深く感謝し、厚くお礼を申し上げたいと思います。



## 研修会報告

### 函館支部研修会

7月27日土曜日、函館支部では亀田福祉センター（函館市）において、「遺言と相続について」と題した市民講座が開催されました。ひろく市民一般を対象とし、無料で行われたこの市民講座は、函館支部では初めての試み。



挨拶をする鎌田支部長

第一部は、公証人の中野正紀氏を講師に迎え、遺言状についてわかりやすい解説がありました。公正証書遺言のみの説明に終始することなく、ひろく遺言制度についてやさしい説明があり、

100名以上の市民

からは多くの質問が寄せられました。↙



第一部

第二部では、函館支部の役員が「函館コスマス一座」を結成し寸劇が演じられました。タイトルは「出てきた遺言書」。被相続人である父が残した自筆証書遺言は、日付が欠落しており要件を満たしてはいないものの、非嫡出子の存在が明らかになるなどリズミカルなストーリー展開。蒲地（カバチ）行政書士が登場し、相続人との間でやり取



寸劇の様子

りが続きます。

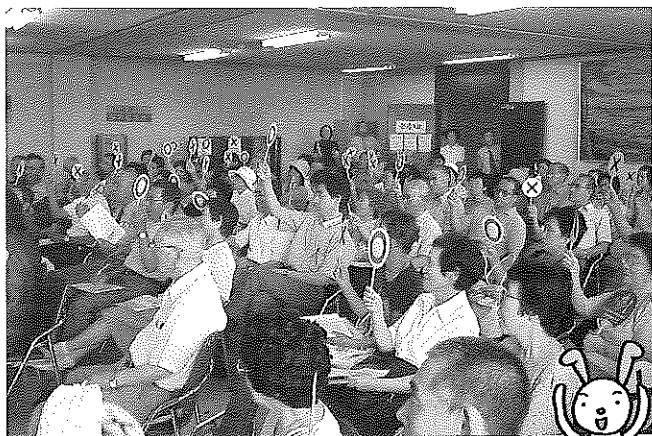
随所に法律上の解説を盛り込み、登録免許税や路線価などについて主人公の行政書士がわかりやすく説明をすると、市民からどよめきや「なるほど」などの声があがりました。ユーモア溢れた脚本も函館支部の役員によるものです。

寸劇の後、あらかじめ市民に配布したマルとバツが書かれた道具を用い、遺言や相続についてのQ & Aが行われました。質問が進むにつれて市民の答えにバラツキが出ていました。

最後に個別の相談会が設けられましたが、ほとんどの市民が会場に残り、窓口を増やしても対応しきれないほどの相談がありました。

なお、函館コスマス一座では、他支部からの要請があれば全道各支部を巡回することです。

（取材・田中浩貴）

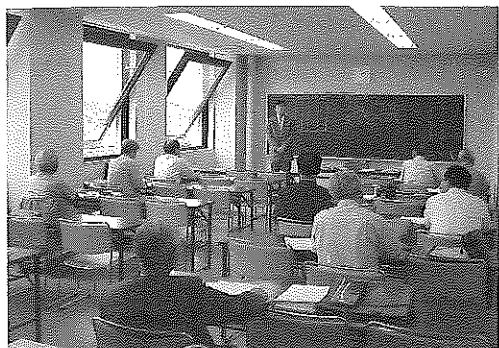


寸劇後のゲーム

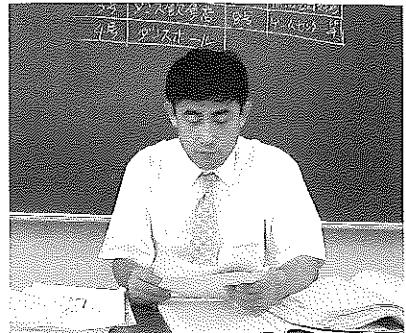
## 「風俗営業許可申請の実務と留意点」研修会報告

### 旭川支部研修会

平成14年8月3日（土）旭川市ときわ市民ホールにて、札幌支部会員滝沢俊行先生をお招きして「風俗営業許可申請の実務と留意点」のタイトルにて、参加人員19名にて講義が開催されました。札幌支部の会員数名の受講者がありました。



会場の様子



滝沢先生

講義の内容は10ページの説明書と別紙資料「申請書類記載例綴」等61枚の詳細な資料をご用意して頂きました。滝沢先生の実務の円熟を感じました。

講義はこの資料をもとに業務受託時の留意点、申請書作成の留意点等と多数ございましたが、今後の業務受託時の貴重な経験と法的な説明を受けられましたことを心より感謝いたします。旭川支部の会員もさらに充実した業務を遂行すべき切磋琢磨致します。

（報告・旭川支部 高橋正利）

### お知らせ

### information

#### 「街頭無料相談会」開催について

昨年に続き本年も行政書士街頭無料相談会が下記のとおり開催されます。

とき

平成14年10月1日(火)  
10:00～15:30

ところ

札幌駅南口広場地下街アピア  
「ライラックホール」



昨年の風景

会場にお越し  
いただけない  
方のために

#### 『行政書士110番』

TEL (011)221-1221



開設日時：平成14年10月1日(火)  
10:00～16:00

相談窓口：北海道行政書士会

# 風俗営業許可申請の概要 第4回

札幌支部 滝沢俊行

## 7. 風俗営業の許可の基準その2. 営業所の構造、設備の技術上の基準－法第4条第2項第1号関係

都道府県の公安委員会は、風適法第4条第1項の許可申請にかかる営業所の構造及び設備の技術上の基準について、営業の種別毎に定めています（風適規則第6条）。

### ① 1号営業（キャバレー等）又は3号営業（ナイトクラブ等）

- イ、客室の床面積は、1室66m<sup>2</sup>以上（ダンスをさせるための客室の部分の床面積がその5分の1以上）であること。
- ロ、客室の内部が外部から容易に見通すことが出来ないものであること。
- ハ、客室の内部に見通しを妨げる施設（高さ1m以上の仕切り、つい立てカーテン、背の高いイス）等を設けないこと。
- ニ、善良の風俗等を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備を設けないこと。
- ホ、客室の出入口（営業所外に直接通ずるものを除く）に施錠の設備を設けないこと。
- ヘ、営業所内の照度が5ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。照度を自動調節、特に5ルクス以下に出来るスイッチは、設置できません。
- ト、騒音又は振動の数値が条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。しかし、音響設備を設けないため特に騒音が発しやすい場合や、建物の壁が厚いこと、営業所の境界地まで相当な距離があること等により外部に音が漏れない場合は、義務づけられていません。

以上の内容を表にすると次のようにになります。

営業規制内容	1号	3号	構造設備基準	
ダンス	○	○	客室の床面積	1室66m <sup>2</sup> 以上
接待	○	×	踊り場の広さ	客室面積の1/5以上
飲食	○	○	営業所の外から内部が見える構造	×
			客室内部の見通しを妨げる設備	×
			善良な風俗を害する写真、広告物の掲示	×
			客室出入口の施錠の設備	×
			5ルクス以下の照度	×

注) ○ できるもの。 × 出来ないもの。

### ② 2号営業（料理店、カフェ等）

- イ、客室の床面積は、和風の客室にあっては1室9.5m<sup>2</sup>以上とし、その他の客室にあっては1室16.5m<sup>2</sup>以上とすること（ただし、客室の数が1室のみの場合は、この数値に満たない場合でも差し支えありません）。
- ロ、客室の内部が外部から容易に見通すことが出来ないものであること。
- ハ、客室の内部に見通しを妨げる施設（高さ1m以上の仕切り、つい立てカーテン、背の高いイス）等を設けないこと。
- ニ、善良の風俗等を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備を設けないこと。
- ホ、客室の出入口（営業所外に直接通ずるものを除く）に施錠の設備を設けないこと。
- ヘ、営業所内の照度が5ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。照度を自動調節、特に5ルクス以下に出来るスイッチは、設置できません。
- ト、騒音又は振動の数値が条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。しかし、音響設備を設けないため特に騒音が発しやすい場合や、建物の壁が厚いこと、営業所の境界地まで相当な距離があること等により外部に音が漏れない場合は、義務づけられていません。

チ、ダンスの用に供するための構造又は設備を有しないこと。

以上の内容を表にすると次のようにになります。

営業規制内容		構造設備基準	
接待	○	客室の床面積（1室のみを除く）	和風の場合 9.5m <sup>2</sup> 以上 洋風の場合 16.5m <sup>2</sup> 以上
接待	○	営業所の外から内部が見える構造	×
		客室内部の見通しを妨げる設備	×
		善良な風俗を害する写真、広告物の掲示	×
		客室出入口の施錠の設備	×
		ダンスの設備	×
		5ルクス以下の照度	×

注) ○ できるもの。 × 出来ないもの。

### ③業4号営業（ダンスホール等）

- イ、客室（ダンスをさせるための営業所の部分）の床面積は、1室66m<sup>2</sup>以上であること
- ロ、客室の内部が外部から容易に見通すことが出来ないものであること。
- ハ、客室の内部に見通しを妨げる施設（高さ1m以上の仕切り、つい立てカーテン、背の高いイス）等を設けないこと。
- ニ、善良の風俗等を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備を設けないこと。
- ホ、客室の出入口（営業所外に直接通ずるものを除く）に施錠の設備を設けないこと。
- ヘ、営業所の照度が10ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。照度を自動調節、特に10ルクス以下に出来るスイッチは、設置できません。
- ト、騒音又は振動の数値が条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。しかし、音響設備を設けないため特に騒音が発しやすい場合や、建物の壁が厚いこと、営業所の境界地まで相当な距離があること等により外部に音が漏れない場合は、義務づけられていません。

### ④5号営業（低照度飲食店）

- イ、客室の床面積は、1室5m<sup>2</sup>以上であること。
- ロ、客室の内部が外部から容易に見通すことが出来ないものであること。
- ハ、客室の内部に見通しを妨げる施設（高さ1m以上の仕切り、つい立てカーテン、背の高いイス）等を設けないこと。
- ニ、善良の風俗等を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備を設けないこと。
- ホ、客室の出入口（営業所外に直接通ずるものを除く）に施錠の設備を設けないこと。
- ヘ、営業所内の照度が5ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。照度を自動調節、特に5ルクス以下に出来るスイッチは、設置できません。
- ト、騒音又は振動の数値が条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。しかし、音響設備を設けないため特に騒音が発しやすい場合や、建物の壁が厚いこと、営業所の境界地まで相当な距離があること等により外部に音が漏れない場合は、義務づけられていません。
- チ、ダンスの用に供するための構造又は設備を有しないこと。

### ⑤6号営業（区画席飲食店）

- イ、客室の内部が外部から容易に見通すことが出来ないものであること。
- ロ、善良の風俗等を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備を設けないこと。
- ハ、客室の出入口（営業所外に直接通ずるものを除く）に施錠の設備を設けないこと。

- ニ、営業所の照度が10ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。照度を自動調節、特に10ルクス以下に出来るスイッチは、設置できません。
- ホ、騒音又は振動の数値が条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。しかし、音響設備を設けないため特に騒音が発しやすい場合や、建物の壁が厚いこと、営業所の境界地まで相当な距離があること等により外部に音が漏れない場合は、義務づけられていません。
- ヘ、ダンスの用に供するための構造又は設備を有しすること
- ト、長いすその他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するものを設けないこと。

#### ⑥ 7号営業（ぱちんこ屋等）

- イ、客室の内部に見通しを妨げる施設（高さ1m以上の仕切り、つい立てカーテン、背の高いイス）等を設けないこと。
- ロ、善良の風俗等を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備を設けないこと。
- ハ、客室の出入口（営業所外に直接通ずるものを除く）に施錠の設備を設けないこと。
- ニ、営業所の照度が10ルクス以下とならないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。照度を自動調節、特に10ルクス以下に出来るスイッチは、設置できません。
- ホ、騒音又は振動の数値が条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。しかし、音響設備を設けないため特に騒音が発しやすい場合や、建物の壁が厚いこと、営業所の境界地まで相当な距離があること等により外部に音が漏れない場合は、義務づけられていません。
- ヘ、ぱちんこ屋及び政令第7条（パチスロ等）に規定する営業にあっては、当該営業に供する遊技機以外の遊技設備を設けないこと。
- ト、ぱちんこ屋及び政令第11条（賞品提供遊技）に規定する営業にあっては、営業所内の客の見やすい場所に賞品を提供する設備を設けること。

#### ⑦ 8号営業（ゲーム機設置営業）

- イ、客室の内部に見通しを妨げる施設（高さ1m以上の仕切り、つい立てカーテン、背の高いイス）等を設けないこと。
- ロ、客室の出入口（営業所外に直接通ずるものを除く）に施錠の設備を設けないこと。
- ハ、営業所の照度が10ルクス以下とならないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。照度を自動調節、特に10ルクス以下に出来るスイッチは、設置できません。
- ニ、騒音又は振動の数値が条例で定める数値に満たないよう維持されるため必要な構造又は設備を有すること。しかし、音響設備を設けないため特に騒音が発しやすい場合や、建物の壁が厚いこと、営業所の境界地まで相当な距離があること等により外部に音が漏れない場合は、義務づけられていません。
- ホ、遊技料金として紙幣を挿入できるもの、又は客に現金、有価証券を提供するための装置を有する遊技設備を設けないこと。
- ヘ、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾等の他の設備を設けないこと。

（以下次号）



## NEXT：次号からの特集のお知らせ

代理権特集もあと懸賞論文の発表を残して終了となります。懸賞論文の優秀作品発表につきましてはもう少し時間がかかりますので少々お待ちください。予定通りの特集を終え、次号からは別の特集に入ります。私たちは常に絶え間なく変化する社会情勢と法律の間で研鑽を積まなければなりません。

そこで、行政書士として最低限これから押さえておかなければならない法律を3つピックアップし3回シリーズでテーマにそって各先生に記事を寄せてもらいます。詳細は下記のような予定になっておりますのでお楽しみに！

### 特集「3つの法律について」

1. 著作権 担当 江谷 清和氏（北海道行政書士会高度情報化対応委員会委員長）
2. 契約法 担当 篠原 賢吾氏（北海道行政書士会総務部長）
3. 農地法 担当 福地 隆祐氏（北海道行政書士会業務部次長）

### テーマ

11月号 第1章 ～この法律はこのようなもの～

新年号 第2章 ～各法にかかる実務の解説～

3月号 第3章 ～実務を通して心に残った話～

## 全道行政書士業務研修会

### 「代理権の実務と責任」

平成14年7月26日13時～きょうさいサロンにて開催。全道から総勢182名の参加があり会員の関心の高さを物語っていた。

研修次第は以下のとおり。（敬称略）

1. 「改正行政書士法」北海道行政書士会会长 佐藤隆一
2. 「税理士の代理権」北海道税理士会相談役 西本 裕
3. 「行政書士賠償責任補償制度」株式会社損害保険ジャパン営業開発第二部第二課 主任 丸山直俊
4. 「代理申請について」 北海道行政書士会副会長 深貝 亨 他業務部





# 新人会員



かじ たかひこ  
**小鍛治 貴彦** 昭和46年6月30日生  
 札幌支部 平成14年8月1日入会  
 事務所 札幌市中央区北1丁目4番6号  
 TEL 011-551-8363  
 FAX 011-551-8363

〈コメント〉



なかばち あつお  
**中鉢 敦雄** 昭和31年1月15日生  
 札幌支部 平成14年7月2日入会  
 事務所 札幌市北区北23条西4丁目2番3号  
 ブラザハイツ24 318号室  
 TEL 011-736-1998  
 FAX 011-736-1998

〈コメント〉

開業したばかりで、右も左もわかりませんが、一歩一歩前進したいと思います。諸先輩のご指導賜りたくお願いいたします。



こうのいけ としかつ  
**鴻池 敏克** 昭和30年12月15日生  
 札幌支部 平成14年7月2日入会  
 事務所 札幌市東区北20条東3丁目2番32号  
 TEL 011-731-7159  
 FAX 011-731-7159

〈コメント〉

初めまして、実はミュージシャンなのです。老人ホーム等で友人と2人で演奏活動も行っています。数多くの人達と名刺交換をさせていただき、営業活動してゆきます。



おおひら まさかず  
**大平 正和** 昭和26年1月21日生  
 札幌支部 平成14年7月2日入会  
 事務所 札幌市白石区菊水上町4条2丁目136番地4  
 第5佐々木荘 F号  
 TEL 011-822-6841  
 FAX 011-822-6841

〈コメント〉

この度、行政書士会に入会させていただきました。身近な町の法律家を目指したいと思っておりますが、実際には、何からはじめればよいのかもわからない状況です。先輩諸先生方のご指導よろしくお願い申し上げます。



うえなえ ひろみ  
**植苗 弘美** 昭和22年11月15日生  
 札幌支部 平成14年8月1日入会  
 事務所 札幌市白石区南郷通7丁目南6番22号  
 TEL 011-863-6111  
 FAX 011-863-6148

〈コメント〉



さとう たかし  
**佐藤 隆** 昭和26年2月9日生  
 札幌支部 平成14年7月2日入会  
 事務所 札幌市豊平区西岡4条2丁目4番24号  
 TEL 011-851-2047

〈コメント〉

新しく会員となりました。前向きな気持ちで色々なことに挑戦していく所存です。宜しくお願ひいたします。



ささはら ともき  
**笹原 知己** 昭和31年4月5日生  
 札幌支部 平成14年8月1日入会  
 事務所 札幌市豊平区中の島2条2丁目4番10-407号  
 ラボール中の島407号  
 TEL 011-814-5879  
 FAX 011-814-5879

〈コメント〉

この度、行政書士会に入会させていただきました。不安でいっぱいですが、諸先輩のご指導を仰ぎながら、社会に貢献できる実務家になる様努力して参りたいと思います。宜しくお願い申し上げます。



にしだ たつお  
**西田 達郎** 昭和32年1月15日生  
 札幌支部 平成14年8月1日入会  
 事務所 札幌市豊平区西岡2条5丁目13番22号  
 TEL 011-854-3044  
 FAX 011-854-3044

〈コメント〉



ふくろ ひとし  
**福呂 均** 昭和25年12月21日生  
 札幌支部 平成14年7月2日入会  
 事務所 札幌市西区西町北17丁目2番8号  
 第1羊蹄荘 102号  
 TEL 011-665-7924

〈コメント〉

長いサラリーマン生活に別れを告げ、この度北海道行政書士会に入会させて頂くことになりました。

前職は行政書士の業務に全く関連性がなく不安だらけのスタートですが諸先輩の先生方のご指導を賜り、早く一人前の行政書士になりたいと思っています。



なかた まるる  
**中田 守** 昭和19年2月16日生  
 札幌支部 平成14年7月2日入会  
 事務所 札幌市手稲区前田6条7丁目2番24号  
 TEL 011-694-4353  
 FAX 011-694-4353

〈コメント〉

4月に国土交通省北海道開発局を退職しまして、7月から入会させていただきました。先輩諸先生のご指導を賜りながら日々研鑽を積み重ね、社会に貢献できる行政書士を目指し頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



かまた なおこ  
**鎌田 直子** 昭和39年7月25日生  
 札幌支部 平成14年8月1日入会  
 事務所 札幌市手稲区稲穂4条4丁目14番14号  
 TEL 011-686-3770  
 FAX 011-686-3770

〈コメント〉

好きなものは静寂・雨・イランイランの香り。  
 痞し系の行政書士を目指します。



みやた ひさし  
**宮田 久** 昭和18年3月28日生  
 旭川支部 平成14年7月2日入会  
 事務所 上川郡風連町緑町126番地11  
 TEL 01655-3-4463  
 FAX 01655-3-4463

〈コメント〉



あらた よしやす  
荒田 喜安 昭和27年9月6日生

旭川支部 平成14年7月2日入会  
事務所 上川郡比布町新町5丁目4番1号  
TEL 0166-85-3737  
FAX 0166-85-3995

〈コメント〉

私は、昭和60年より(株)アラタ測量設計を開業し今年で18年目です。今回行政書士の新しい仲間として入会させて頂きました。主たる取扱業務は、農地法3~5条許可・開発行為許可申請・遺産分割協議書作成等と考えています。先輩諸氏のご指導ご協力をよろしくお願ひします。



まえだ ひろたか  
前田 博孝 昭和10年11月24日生

旭川支部 平成14年7月2日入会  
事務所 上川郡美瑛町栄町4丁目1番9号  
TEL 0166-92-1337  
FAX 0166-92-1337

〈コメント〉



ふるかわ ただし  
古川 忠司 昭和13年2月1日生

旭川支部 平成14年7月2日入会  
事務所 旭川市大町2条10丁目173番地の82  
KRビル2F  
TEL 0166-55-0188  
FAX 0166-55-0281

〈コメント〉



にしむら まさかつ  
西村 正勝 昭和16年9月20日生

網走支部 平成14年7月2日入会  
事務所 北見市美山町8番地の185  
TEL 0157-22-0510

〈コメント〉

定年退職後、地域の方々に何かお役に立ちたいと考え入会しました。よろしくご指導下さいますようお願ひ致します。



たじま やすまさ  
田島 康雅 昭和28年1月24日生

網走支部 平成14年8月1日入会  
事務所 網走市台町1丁目8番1-2号  
TEL 0152-45-0307  
FAX 0152-43-5128

〈コメント〉

お客様の為を常に考える事務所を作って行きたいと思っています。



おくむら よしかず  
奥村 芳一 昭和16年2月11日生

若小牧支部 平成14年7月2日入会  
事務所 勇払郡厚真町字朝日187番地の2  
TEL 01452-7-2665  
FAX 01452-7-2665

〈コメント〉

私は、昭和51年8月に当試験を受験しました。会場は道庁赤レンガで爆破事件があり、警察の厳重な警戒のもとに会場に入ったことが脳裏に焼付いております。なにかの縁があり、この道に入ることになりました。宜しくお願ひします。



にしむら まゆこ  
西村 舞由子 昭和46年7月3日生

十勝支部 平成14年7月2日入会  
事務所 上川郡新得町字上佐幌基線18番地  
TEL 01566-4-3027  
FAX 01566-4-3027

〈コメント〉

申請者ひとりひとりの真意を見つめ、ひいては地域の法意識・行政・生活の向上に還元できるような業務ができればと思っております。



## コラム4 COLUMN4

北海道行政書士会 名誉会長 佐藤良雄

サッカーワールドカップの試合を観戦して分かったことは、サッカーこそが、世界がひとつのルールで戦うことができる最大のスポーツであることです。これほどグローバル化した経済社会であっても、各国の保守主義や関税障壁によって競争ルールは共通ではないことは皆さんよく御承知の通り。

イエローカードは、経営で言えば「売上の減少」「社員の退職」「銀行の貸し済り」などの現象と言えます。これに気付かずに改革に遅れをとれば、ある時取引先が倒産したり、資金がショートしたりと、レッドカードが出て一発退場となってしまいます。怪我で主力選手が出場できない、シュートがゴールポストに跳ね返される。対戦チームとの相性が良くないなど負ける要素は星の数程あります。毎日の練習で体力、技術、知識、そして運も含めたチームワークをつくりあげるのは、経営者という監督の責任です。行政書士は、何人かいるコーチの一人という位置付けでしょうか。

経営に「勝負は時の運」は通じません！

## 道民参加「中小企業経営セミナー」のお知らせ

**とき** 平成14年10月18日(金) 13時~17時

**ところ** きょうさいサロン8F「高砂の間」  
札幌市中央区北4条西1丁目 共済ビル (TEL011-280-6711)

**講演** 第1部 「経営者のための事業計画の立て方」 13:15~15:00  
講 師:税理士 村西 逸郎 氏

第2部 「不良債権の予防と対処法」 15:15~17:00  
講 師:弁護士 尾崎 英雄 氏

**対象者** 道民のみなさま・北海道行政書士会会員  
受講料無料 / 定員100名

**申込方法** 受講希望者は、お名前・ご住所・電話番号を記載のうえ、  
FAX、メール又はハガキで10月11日までに北海道  
行政書士会事務局へ申し込んでください。

**主催** 北海道行政書士会  
札幌市中央区北1条西7丁目 タキモトビル2階  
TEL (011) 221-1221  
FAX (011) 281-4138  
メールアドレス gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

## 《受講申込書》

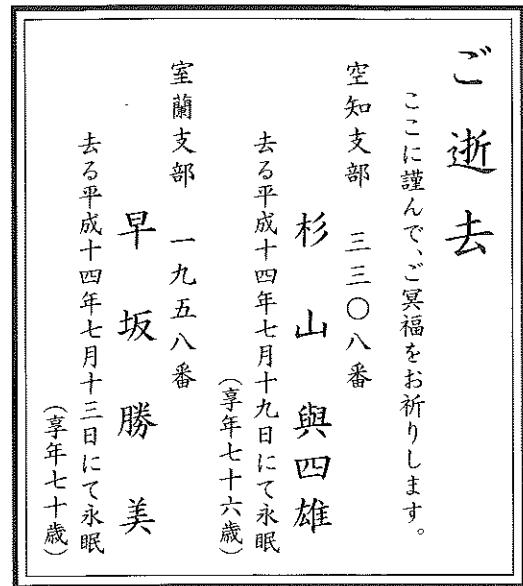
お名前	ご住所	電話番号

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」  
様式の一部訂正について

「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年法律第133号）」が、平成14年8月5日から施行されることに伴い、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の様式中、「住基法第12条第3項による特別の請求事項」を「住基法第12条第4項による特別の請求事項」に改める必要があります。本年8月5日以降、当該箇所を行政書士の職印により訂正のうえ使用してください。

# 本会の主要行事

月日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
7/9	会報編集委員会	15:00~18:00	本会役員室
11	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
16	会報編集委員会	14:30~17:00	本会役員室
19	業務部会	10:00~17:30	本会役員室
26	全道行政書士業務研修会	13:00~17:00	きょうさいサロン
8/2	理事会	10:00~16:30	北農健保会館
7	会報編集委員会	15:00~18:00	本会役員室
8	行政書士登録調査委員会	14:00~16:30	本会役員室
9	高度情報化対応委員会	13:30~17:00	本会役員室
22	新入会員研修会	10:00~17:15	きょうさいサロン
23	新入会員研修会	9:30~17:30	きょうさいサロン
24	新入会員研修会	9:30~15:00	きょうさいサロン
31	広報部会	13:30~17:50	本会役員室



## 支部業務研修会開催状況

支 部	開 催 年 月 日	開 催 場 所	研 修 科 目	講 師	聴講者数	
札幌	H14. 7.22	札幌市 かでる2・7	・倉庫業について ・改正倉庫業並びに申請手続の件	北海道運輸局 北海道行政書士会 札幌支部会員	田中 勝利 住友 秀紀	39
函館	H14. 7.12	函館市 ホテルロイヤル柏木	・改正行政書士法の概要	北海道行政書士会 札幌支部会員	篠原 賢吾	28
小樽	H14. 6.29	小樽市 小樽市生涯学習プラザ	・経営事項再審査申請について ・完成工事高(X1評点)の改正について ・報酬について	北海道行政書士会 小樽支部理事 北海道行政書士会 小樽支部副支部長	中嶋 秀夫 大渕 勝敏	16
	H14. 7.16	小樽市 小樽市生涯学習プラザ	・行政書士の代理権について	北海道行政書士会 札幌支部長	板垣 俊夫	11
	H14. 8.24	小樽市 小樽市生涯学習プラザ	・建設業決算報告書作成のポイント	北海道行政書士会 小樽支部理事	斎藤 晃司	15
旭川	H14. 8. 3	旭川市 旭川市ときわ市民ホール	・風俗営業許可申請の実務と留意点	北海道行政書士会 札幌支部会員	滝沢 俊行	17
室蘭	H14. 6.14	登別市 鉄南ふれあいセンター	・相続・成年後見制度	北海道行政書士会 室蘭支部会員	江良二三夫	22
	H14. 7.25	室蘭市 中小企業センター	・建設業許可申請・更新 ・建設業決算報告 ・経営事項審査	胆振支庁建設指導課 土木係長 胆振支庁建設指導課 土木主査 北海道行政書士会 室蘭支部会員	高橋 利明 佐々木美幸 市川 徹	14
	H14. 8.10	室蘭市 胆振地方婦人会館	・特殊車両運行許可申請その6	北海道行政書士会 室蘭支部監事	谷口 孝昭	11

7月号の「ぎょうせいしょしほっかいどう」に以下の内容について、誤りがありましたので訂正をお願いします。  
誠に申し訳ございませんでした。

17頁目 新入会員  
久村 隆一氏の氏名が“久 村 隆”と記載されていましたが、“久 村 隆 一”  
の誤りです。

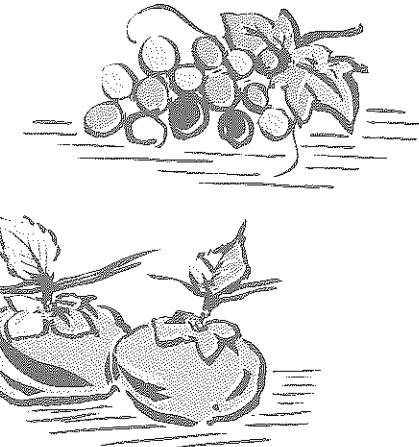
3・4頁目 日本行政書士会連合会 定時総会  
記事に「日本行政書士会連合会会長表彰(単位会長推薦)受賞者」が抜けておりました。  
受賞者は以下の通りです。

単位会長推薦  
(敬称略・順不同) 深 舟 亨 滝 泽 俊 行 高 橋 三四郎 三 宮 敏 幸  
船 屋 浩 輔 早 坂 勉 弘 荒 川 隆 三 藤 末 藏  
米 田 正 勉 岩 崎 守 田 部 謙 四郎  
木 立 克 男 岩 崎 守 田 部 謙 四郎

## 「初秋の納沙布岬」

日本最東端に位置し、もっとも早く朝日を見ることができる岬として、また北方領土を間近に望むことができる地として多くの観光客が訪れます。貝殻島まではわずか3.7km。冬には大小さまざまな形の流氷が海面に浮かび、ダイナミックかつ幻想的な景観が楽しめます。岬の先端に建つ納沙布岬灯台は、明治5年に点灯された北海道で最古の灯台で『納沙布岬』のシンボルでもあります。岬には灯台のほか、北方領土の資料を展示する北方館、展望タワー・平和の塔、四島のかけ橋、観光物産センター、みやげ物店などがあります。

(画 札幌支部 神田 務 会員)



## INDEX

### 目次

電腦行政書士通信	2
Shibu.com ~支部ドットコム~「特集 根室」	3~8
2003年版 行政書士手帳の受注について	9
在留手続研修会のお知らせ	9
新入会員研修会報告・感想	10~13
函館支部研修会報告	14
旭川支部研修会報告	15
「街頭無料相談会」開催	15
風俗営業許可申請の概要 第4回	16~18
次号からの特集のお知らせ	19
全道行政書士業務研修会報告	19
新入会員	20~21
中小企業経営セミナーのお知らせ	22
「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」 様式の一部訂正について	22
本会の主要行事	23
おわびと訂正	23
忙中閑有	24

2002.9.第252号

平成14年9月25日発行

発 行 人 佐 藤 隆 一  
編 集 人 鹿 野 ひとみ  
編 集 委 員 田 中 浩 貴  
編 集 委 員 西 直 人  
編 集 委 員 斎 藤 秀 一  
発 行 所 北海道行政書士会  
印 刷 所 (株)スリーエス印刷

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモトビル2階  
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

郵便番号 060-0001

取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)  
北洋銀行本店 (普0742651)  
北洋銀行札幌南支店 (普0570344)  
札幌銀行本店 (普389444)

振替口座 02730-0-8224番

次号の記事の締切は10月31日です。

## 忙中閑有

・中国産のダイエット薬によって死者が出ています。カロリーを気にせずに食事をしながら、薬を服用することによってダイエット効果が得られるというものです。後からついてくるツケは、あまりにも大きな代償です。

・スーツの発祥地イギリスでは近年、銀行の融資担当者が新興企業を訪問する際にはノーネクタイでラフな服装に着替えるそうです。『「世間」とは何か』の著者阿部謹也の指摘を待つまでもなく、多くの日本人が重視してきた「世間」は、多くの日本人以外が重視する「ポリシー」の対極にあるかもしれません。「確立された自己」は私にとって永遠のテーマです。

・他の隣接法律専門職種が先行した形となってはいますが、行政書士の法人化も未来予想図ではありません。事務所のありかたは、これまでとは大きく異なったものになると思われます。ロバート・キヨサキ著『金持ち父さんのキャッシュフロー・クワドラント』では、自営業者(self-employed)の特性について耳が痛いほどの指摘があります。指摘されるほとんどについて、私には否定する余地がありませんでした。

・通信販売ファンには根強い人気の『通販生活』。マーケティングの観点からも学ぶべきものが多い雑誌です。小泉首相が使っている椅子が気になってしかたがありません。

(文責・田中 浩貴)

## 会員数の概要

(名)

総 会 員 数		前年同月比	前 月 比
1,367		+ 20	+ 2
男性	1,274	女性	93

平成14年8月末日現在